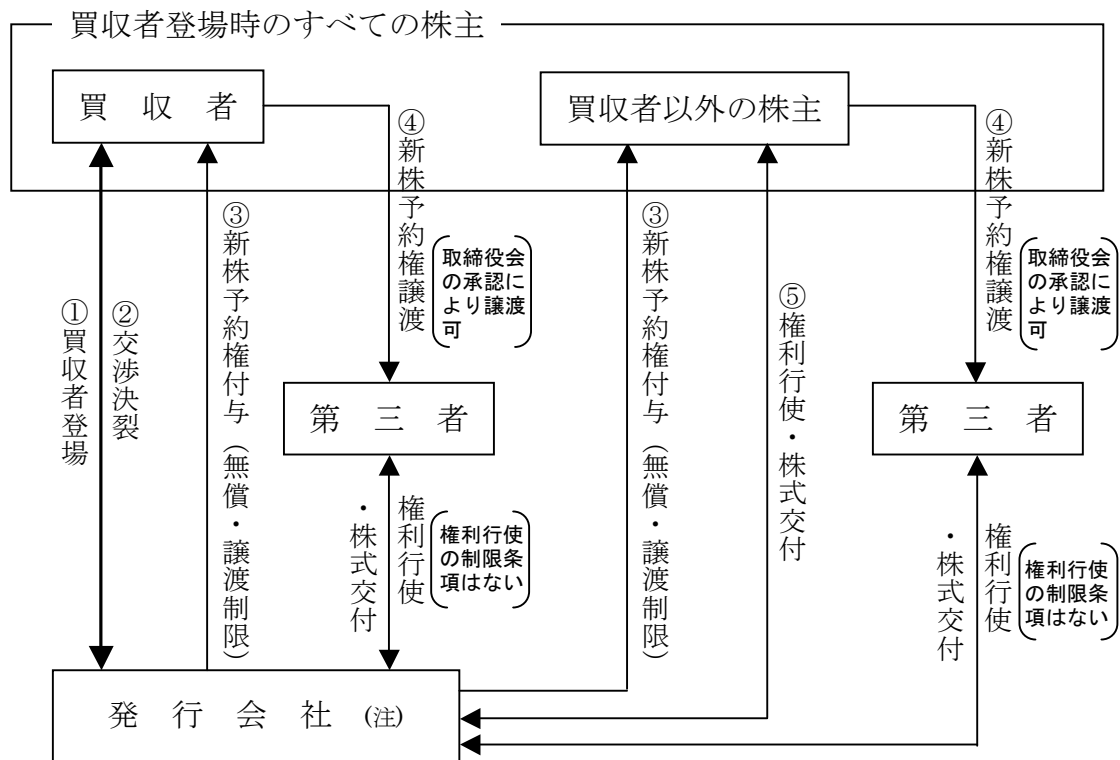


新株予約権を用いた敵対的買収防衛策(ライツプラン)の
【新類型】に係る税務上の取扱い(有事)



(注) 信託型ライツプラン(S P C型)の場合は、新株予約権の付与はS P Cが行う。

○ 上記【新類型】に係る原則的な課税関係(注1)

区分	発行会社	付与を受けた法人株主・個人株主	
①・②の時点 〔買収者の 登場・決裂〕	——	——	
③の時点 〔新株予約権 の付与〕	——	——	
④の時点 〔新株予約権 の一部譲渡〕	——	保有したままの株主	譲渡した株主
		——	(注2)
⑤の時点 〔新株予約権 の行使〕	——	——	

(注) 1. 当該課税関係は、平成 17 年 7 月 7 日付の経済産業省資料「ライツプランの新類型について」中の【新類型】に掲げる各要件を基に整理したものである。なお、「平時の課税関係」及び同資料中の「【4月28日における類型】についての課税関係」は、平成 17 年 4 月 28 日付の国税庁資料に示した課税関係となる。

2. 新株予約権を第三者に譲渡した株主に対しては、譲渡益に係る課税関係が生ずる。